明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令（**国土交通**四七）　一
○船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行規則の一部を改正する省令（**同**四八）　二

〔告　示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**二〇〇、二〇一）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（**法務**一七九）　二
○セラヤセントラル保健管区二次機能病院建設計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とニカラグア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二一一）　二
○コスティ市浄水場施設改善計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**二一二）　二
○うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量及び許可を申請すべき期間を定める件（**農林水産**一三〇）　二
○農薬を登録した件（**同**一三三一～一三三三）　二
○農薬を再登録した件（**同**一三三四）　二
○農薬の登録が失効した件（**同**一三三五）　二
○登録調査機関が行う調査業務の一部廃止を許可した件（**特許庁**四）　二
○水先人に免許を与えた件（**国土交通**七四七）　二
○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**七四八）　二
○直轄砂防工事を施行する件（**同**七四九）　二
○道路に関する件（**四国地方整備局**五七、五八）　二

〔国会事項〕　三
〔人事異動〕　三
内閣　警察庁
〔皇室事項〕　三
〔官庁報告〕　三
国家試験
平成三十年度技術士第二次試験の試験会場（文部科学省）　三
第四十六回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施（厚生労働省）　三

〔公　告〕　三
諸事項
官庁
有権者申出方関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　三
会社その他

省令

○国土交通省令第四十七号

旅館業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第八十四号）の施行に伴い、旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成三十年六月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理に関する省令

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十二条第一項の国土交通省令で定める旅館業） **第五条**　法第十二条第一項の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。 一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項に規定する簡易宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの 二　旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業	（法第十二条第一項の国土交通省令で定める旅館業） **第五条**　法第十二条第一項の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。 一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業、同条第三項に規定する旅館営業又は同条第四項に規定する簡易宿所営業であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するもの 二　旅館業法第二条第五項に規定する下宿営業

（国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則（平成二十六年国土交通省令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業） **第一条**　奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。 一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業又は同条第三項	（法第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業） **第一条**　奄美群島振興開発特別措置法（以下「法」という。）第十一条第四項第一号の国土交通省令で定める旅館業は、次に掲げるものとする。 一　旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定するホテル営業、同条第三項